

教育委員会会計年度任用職員採用選考実施要綱

制定 令和元年11月26日 教育長決定要綱第4号
改正 令和3年9月2日 教育長決定要綱第10号
改正 令和4年1月12日 教育長決定要綱第1号
改正 令和4年6月22日 教育長決定要綱第10号
改正 令和4年10月17日 教育長決定要綱第15号
改正 令和5年2月28日 教育長決定要綱第2号
改正 令和6年2月27日 教育長決定要綱第3号
改正 令和6年10月31日 教育長決定要綱第17号
改正 令和7年2月27日 教育長決定要綱第1号

1 目的

この要綱は、会計年度任用職員の採用に当たっての選考の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 包括委任選考（職員の採用・昇任等に関する一般基準（平成13年3月29日特別区人事委員会決定。以下「一般基準」という。）13（2）に規定する人事委員会が別に定める職の選考をいう。）の基準および方法

（1）基準

- ① 包括委任選考の基準は、別表に定めるとおりとする。
- ② 法令により特別の免許または資格を必要とする職については、当該免許または資格を要するものとする。

（2）方法

包括委任選考は、選考される者の当該職の職務遂行能力の有無を判定するもので、その方法は、書類審査、面接、筆記その他適切な方法により、またはこれらの方法を合わせ用いることにより行うものとし、別表に定めるとおりとする。

3 個別委任選考（一般基準13（3）に定める職の選考をいう。）の基準および方法

個別委任選考の基準および方法は、それぞれの職について、人事委員会の承認を得て、任命権者が定めるものとする。

4 上記2、3によらない選考

学校講師についての選考の基準および方法は、任命権者が定めることとし、別表のとおりとする。

5 その他

その他会計年度任用職員の採用に係る必要な事項については、任命権者が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

- 2 会計年度任用職員の任用について必要な手続は、適用日前においても行うことができる。

別表 会計年度任用職員の採用に関する選考基準および方法

職種	職	選考の基準および方法	
		経歴・資格・免許	方法等
事務系	学校事務Ⅰ、Ⅱ	日本国籍を有し、パソコン操作ができる18歳以上の者（高校生不可）	書類審査 面接
	スクールサポートスタッフ	小学校、中学校、義務教育学校および幼稚園における教員の事務をサポートするものとして能力を有する者	書類審査 面接
	副校長補佐	小学校、中学校および義務教育学校における副校長の業務を支援する能力を有する者	書類審査 面接
	エデュケーションアシスタント	小学校および義務教育学校（前期課程）の1～3学年のうち、いずれかの学年における副担任相当の業務を行うものとして能力を有する者	書類審査 面接
一般技術系	学芸研究	学芸員の資格を有し、大学もしくは大学院で考古学を専攻した者	書類審査 面接
	学芸研究（高度・専門）	学芸員の資格を有し、大学または大学院で考古学等を専攻した者。かつ、国、地方公共団体などの調査研究機関もしくは民間調査組織などで埋蔵文化財の発掘調査を経験した者	書類審査 面接
医療技術系	栄養士	栄養士資格を持ち、職務の遂行に必要な知識・能力を有する者	書類審査 面接
技能系	技能補助（学校）	職務の遂行に必要な知識または能力を有する者	書類審査 面接
専門・経験職	就学相談員	公立学校の副校長以上の経験者で、学校運営について経験のある者	書類審査 面接
	教育アドバイザー	公立学校の副校長以上の経験者で、学校運営について経験のある者	書類審査 面接
	教育サポートスタッフ	公立学校の副校長以上の経験者で、学校運営について経験のある者	書類審査 面接
	特別支援教育アドバイザー	公立学校の副校長以上の経験者で、学校運営について経験のある者もしくは特別支援教育に関する知識・経験等を有する者で教育委員会が適当と認める者	書類審査 面接
	マイスクール教室長	公立学校の副校長以上の経験者で、学校運営について経験のある者	書類審査 面接
	教育支援員	次のいずれかに該当する者 (1)教員免許を有する者	書類審査 面接

	(2)特別支援教育に関する知識・経験等を有する者 (3)その他教育委員会が適当と認める者	
教育相談員	次のいずれかに該当する者 (1)公立学校の副校長以上の経験者で、学校運営について経験のある者 (2)教育相談に関する専門的な識見および経験を有する者 (3)その他教育委員会が適当と認める者	書類審査 面接
スクールソーシャルワーカー	社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者で、社会福祉等に関し相当の技能を有する者	書類審査 面接
スクールソーシャルワーカー (チーフ)	社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者で、社会福祉等に関し相当の技能を有する者	書類審査 面接
教育心理相談員	大学において心理学およびその関連学科を履修し、教育相談に関し相当の専門的技能を有する者	書類審査 面接
教育心理相談員 (ハーツ)	大学において心理学およびその関連学科を履修し、教育相談に関し相当の専門的技能を有する者	書類審査 面接
教育心理相談員 (チーフ)	大学において心理学およびその関連学科を履修し、教育相談に関し相当の専門的技能を有する者	書類審査 面接
英語専科指導員	次のいずれかに該当する者 (1)教員免許状（中学校・英語または高等学校・英語）を有する者 (2)(1)以外の教員免許状を有する者で、相当の英語力(※)を有する者 (3)小学校英語指導者資格を有する者で、相当の英語力(※)を有する者 ※国際コミュニケーション英語能力テスト(TOEIC)730点または実用英語技能検定(英検)2級程度	書類審査 面接
学校地域コーディネーター	学校および地域の現状を十分に理解し、職務の遂行に必要な知識・能力を有する者	書類審査 面接
学校講師	希望する校種・教科等の教員免許状（普通免許状、臨時免許状、特別免許状等）を取得済みの者又は採用年月日までに取得見込みの者	書類審査 面接
養護教諭	養護の普通免許状を取得済みの者又は採用年月日までに取得見込みの者	書類審査 面接

部活動指導員	学校における部活動の教育的意義について理解し、競技、部門等の専門性を有する者	書類審査 面接
いじめ調査専門員	いじめに関する専門的な知識を有し次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者で、社会福祉等に関し相当の技能を有する者 （2）大学において心理学およびその関連学科を履修し、教育相談に関し相当の専門的技能を有する者	書類審査 面接
学校安全対策推進員	警察勤務経験者で、児童・生徒の生活指導上の諸問題に関する対策および対応について経験のある者	書類審査 面接